以下□のすべてに☑チェックが出来る場合、申請が可能です。チェック終了後、交付申請時にこのチェックリストを提出してください。

↓設問内容確認の上、以下□にチェックを入れていってください。

（補助対象者）

□ 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条の規定に該当する

右記のQRコードを読み取り「Q1中小企業の定義」をご確認ください。

□ 中小企業者の中で、個人で事業を営む者（以下、「個人事業者」という。）はｲを、法人

はﾛを第８条に規定する実績報告までに提出できる

ｲ 個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付がされたことが確認できるものに限る。）の

写し

ﾛ 会社登記簿等（発行から３ヶ月以内のものに限る。）及び開業する店舗の市内所在地が確認できる法人開設異動届(生駒市の受付がされたことが確認できるもの限る)の写し。ただし、会社登記簿等で開業する店舗の市内所在地が確認できる場合は、法人開設異動届の提出を省略することができる。

□ 次のいずれかに該当する中小企業者ではない

ｲ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者

以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

ﾛ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小

企業者

ﾊ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小

企業者

ﾆ 大手フランチャイズ店の類に該当する中小企業者。

□ 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、新たに店舗を開設する

* 令和６年３月３１日までの間に、すべての事業を完了できる
* 開設する店舗の所在地は都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１号における近隣商業地域か商業地域に該当する

□ 生駒市内で営業している店舗の移転ではない

□ 営業に関して必要な許認可等を取得しているまたは開店までに取得する

□ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者ではない

□ 生駒市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２３年３月生駒市条例第２９号）第２

条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員ではない

□ 市税の滞納はない

（補助事業）

□　小売業、飲食業又はサービス業である

□　開設する店舗は周辺エリアの活性化にも寄与する

* 店舗開業後１年以上継続して事業を行う見込みがある

□　特定の消費者を対象とした営業活動ではない

□　営業時間が極めて限定的ではない

* 訪問販売、カタログ販売、ネット販売、移動販売などを主とする無店舗小売業若しくはスナック等のアルコール類の提供が主となる営業の類に該当するもの又はカラオケ、ダンス若しくは接客サービスなど遊興飲食させる営業の類に該当しない

□ 管理事務所、倉庫、車庫、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤薬局、鍼灸接骨院等の医

療関係施設又は介護福祉関係施設の類に該当しない

* 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業の類に該当しない
* 公序良俗に反する事業や青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当しない
* 店舗の転貸の類に該当するものではない。